

令和 6 年度
(令和 5 年度実績)
酒田市環境報告書

資料編



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

酒田市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ

～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

酒田市

目次

資料編

【大気汚染関係】

資料 01 大気の汚染に係る環境基準等の概要	1
資料 02 令和 5 年度 二酸化硫黄の測定結果	2
資料 03 二酸化硫黄の年平均値の推移	2
資料 04 令和 5 年度 窒素酸化物の測定結果	3
資料 05 一酸化窒素の年平均値の推移	4
資料 06 二酸化窒素の年平均値の推移	4
資料 07 令和 5 年度 浮遊粒子状物質の測定結果	5
資料 08 浮遊粒子状物質の年平均値の推移	5
資料 09 令和 5 年度 光化学オキシダントの測定結果	6
資料 10 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の推移	6
資料 11 令和 5 年度 微小粒子状物質の測定結果	7
資料 12 微小粒子状物質の年平均値の推移	7

【騒音振動関係】

資料 13 騒音に係る環境基準	8
資料 14 自動車交通騒音要請限度	9
資料 15 道路交通振動限度値	9
資料 16 航空機騒音に係る環境基準	10
資料 17 (参考) 騒音レベルと音の大きさのめやす	10
資料 18 特定工場等において発生する騒音の規制基準	11
資料 19 特定工場等において発生する振動の規制基準	11
資料 20 特定建設作業に係る騒音の規制基準	12
資料 21 特定建設作業に係る振動の規制基準	12
資料 22 飲食店深夜営業等に係る騒音に関する基準	13
資料 23 拡声器を用いる商業宣伝に関する基準	13
資料 24 令和 5 年度酒田市の自動車交通騒音調査結果(詳細)	14

【悪臭関係】

資料 25 特定悪臭物質の規制基準	15
資料 26 臭気指数の規制基準	17

【水質汚濁関係】

資料 27 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））	18
資料 28 水生生物の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））	19
資料 29 人の健康の保護に関する環境基準	20
資料 30 要監視項目及び指針値	21
資料 31 令和 5 年度 公共用水域水質測定結果（山形県）	22
資料 32 令和 5 年度 公共用水域水質測定結果（その他の項目）（山形県）	26
資料 33 令和 5 年度 酒田市河川調査測定結果	27
資料 34 生活環境の保全に関する環境基準（海域）	28
資料 35 酒田北港地域公害防止基本計画に基づく維持基準	28
資料 36 令和 5 年度 公共用水域水質測定結果（山形県）	29

【自然環境関係】

資料 37 新井田川本線魚類等生息調査結果	32
資料 38 寺田川、平田川魚類等生息調査結果	32
資料 39 小牧川魚類等生息調査結果	33

【低炭素社会関係】

資料 40 酒田市内の温室効果ガスの排出量	35
資料 41 令和 5 年度 グリーン購入率	36

資料 01 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準等の概要

1 環境基準

物質	基準値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(注) 1 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。

2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒子が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 長期的評価の方法

項目	評価方法
二酸化窒素	1 日平均値における年間 98% 値（年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値）を環境基準と比較して評価する。
二酸化硫黄	1 日平均値における 2% 除外値（年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値）を環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質	ただし、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。
微小粒子状物質	長期基準に関する評価は、年間における 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 短期基準に関する評価は、1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値した値が 35 μg/m ³ 以下であること。

資料 02 令和 5 年度 二酸化硫黄 (SO2) の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
	日	時間	ppm	時間 %	日 %	ppm	ppm	有×・無○	日
若 浜	362	8658	0.000	0 0.0	0 0.0	0.008	0.001	○	0

資料：山形県

資料 03 二酸化硫黄の年平均値の推移

測定局	年平均値 (ppm)										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
若 浜	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
光ヶ丘	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	—		—
上 田	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	—		—

資料：山形県

資料 05 一酸化窒素の年平均値の推移

測定局	年平均値 (ppm)										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
若 浜	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
光ヶ丘	0.001	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	—		—
上 田	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	—		—

資料：山形県

資料 06 二酸化窒素の年平均値の推移

測定局	年平均値 (ppm)										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
若 浜	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
光ヶ丘	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	—		—
上 田	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	—		—

資料：山形県

資料 07 令和 5 年度 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間とその割合	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数とその割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的評 価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数
	日	時間	mg/m ³	時間 %	日 %	mg/m ³	mg/m ³	有× ・ 無○	日
若 浜	362	8711	0.009	0 0.0	0 0.0	0.076	0.028	○	0

資料：山形県

資料 08 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

測定局	年平均値 (mg/m ³)									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4 R5
若 浜	0.013	0.013	0.014	0.012	0.012	0.012	0.010	0.009	0.007	0.008 0.009
光 ヶ 丘	0.014	0.014	0.015	0.013	0.013	0.013	0.013	0.010	—	—
上 田	0.014	0.014	0.013	0.011	0.011	0.012	0.011	0.008	—	—

資料：山形県

資料 09 令和 5 年度 光化学オキシダント (OX) の測定結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値 の年平均値	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を超 えた日数と時間 数	昼間の 1 時間値 が 0.12ppm を超 えた日数と時間 数	昼間の 1 時間値 の最高値	昼間の 日最高 1 時間値 の年平均値
	日	時間	ppm	日 時間	日 時間	ppm	ppm
若 浜	366	5413	0.039	32 197	0 0.0	0.090	0.046

資料：山形県

資料 10 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の推移

測定局	年平均値 (ppm)										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
若 浜	0.033	0.040	0.042	0.039	0.040	0.039	0.040	0.039	0.039	0.072	0.046

資料：山形県

資料 11 令和 5 年度 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

測定局	有効測定日数	平均値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合
	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日 %
若 浜	362	8.2	20.4	0 0.0

資料：山形県

資料 12 微小粒子状物質の年平均値の推移

測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
若 浜	9.4	10.5	9.3	8.0	6.6	6.6	6.2	6.8	5.7	8.2	8.2

資料：山形県

※H24 年度、25 年度は酒田光ヶ丘局で測定

資料 13 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

等価騒音レベル（単位：dB）

地域類型	あてはめ地域	一般地域		道路に面する地域		
		時間の区分		道路規模等	時間の区分	
		昼間 6 時～ 22 時	夜間 22 時～ 6 時		昼間 6 時～ 22 時	夜間 22 時～6 時
AA	療養施設、社会福祉施設等 が集合して設置される地域 など特に静穏を要する地域	50 以下	40 以下			
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	55 以下	45 以下	2 車線以上	60 以下	55 以下
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域			幹線に近接	70 以下	65 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	55 以下	45 以下	2 車線以上	65 以下	60 以下
	準住居地域			幹線に近接	70 以下	65 以下
C	近隣商業地域 商業地域	60 以下	50 以下	2 車線以上	65 以下	60 以下
	準工業地域 工業地域			幹線に近接	70 以下	65 以下

- (注) 1 上表は航空機騒音・鉄道騒音・建設作業騒音には適用しない。
2 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分いう。
3 「幹線」とは高速自動車国道、国道、県道、自動車専用道路、4 車線以上の市道をいう。
「近隣」とは 2 車線以下の道路については道路端から 15 メートル、2 車線を越える道路については道路端から 20 メートルに特定された範囲をいう。

資料 14 騒音規制法に基づく自動車交通騒音要請限度

等価騒音レベル（単位：dB）

地域類型	あてはめ地域	道路規模等	時間の区分	
		車線	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
A	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65
	第 1 種中高層住居専用地域			
	第 2 種中高層住居専用地域	幹線に近接	75	70
B	第 1 種住居地域	1 車線	65	55
	第 2 種住居地域	2 車線以上	75	70
	準住居地域	幹線に近接		
C	近隣商業地域	1 車線 2 車線以上 幹線に近接	75	70
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			

資料 15 振動規制法に基づく道路交通振動限度値

区域の区分 \ 時間の区分		昼間	夜間
		8 時 ～ 19 時	19 時 ～ 翌 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 dB	65 dB

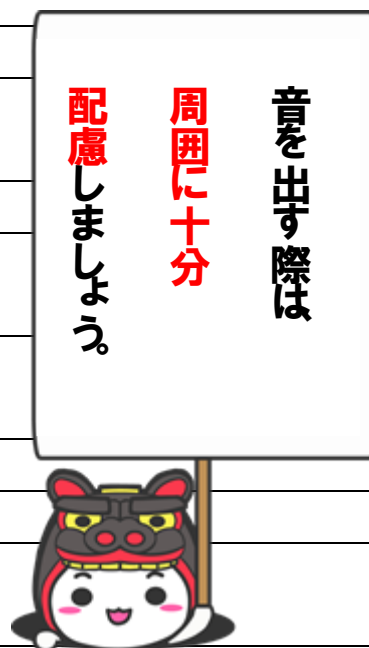
資料 16 環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 WECPNL 以下
II	75 WECPNL 以下

(注) I をあてはめる地域は、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域とする。II をあてはめる地域は、I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

資料 17 (参考) 騒音レベルと音の大きさのめやす

騒音レベル	音の大きさのめやす
120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車の警笛 (前方 2 m) リベット打ち
100 dB	電車が通るときのガード下
90 dB	大声による独唱 騒々しい工場の中
80 dB	地下鉄の車内
70 dB	電話のベル 騒々しい街中
60 dB	静かな自動車 普通の会話
50 dB	静かな事務所
40 dB	図書館
30 dB	郊外の深夜 ささやき声
20 dB	木の葉のふれ合う音 置き時計の秒針の音 (前方 1 m)



資料 18 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分 \ 時間の区分		朝	昼間	夕	夜間
		6 時～8 時	8 時～19 時	19 時～21 時	21 時～6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域				
	第 2 種中高層住居専用地域				
第 2 種区域	第 1 種住居地域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
	第 2 種住居地域				
	準住居地域				
第 3 種区域	近隣商業地域	60 dB	65 dB	60 dB	50 dB
	商業地域				
	準工業地域				
第 4 種区域	工業地域	65 dB	70 dB	65 dB	55 dB

資料 19 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分 \ 時間の区分		昼間	夜間
		8 時 ～ 19 時	19 時 ～ 翌 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域	60 dB	55 dB
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
第 2 種区域	準住居地域		
	近隣商業地域	65 dB	60 dB
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

資料 20 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業種類		規制項目	基準値		作業禁止時間		最大作業時間数		最大連続作業日数		作業禁止日	
		区域区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
騒音規制法	くい打・くい抜機等作業		85 dB		19時 ～ 翌7時	22時 ～ 翌6時	10時間/日	14時間/日	6日		日曜日 及び休日	
	びょう打機作業											
	さく岩機作業											
	空気圧縮機作業											
	コンクリートプラント等作業											
	バックホウ作業											
	トラクターショベル作業											
	ブルドーザー作業											
県条例	試すい機等作業											
	路面切断機作業											
	ディーゼル機関等作業											

資料 21 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

作業種類		規制項目	基準値		作業禁止時間		最大作業時間数		最大連続作業日数		作業禁止日	
		区域区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
振動規制法	くい打・くい抜機等作業		75 dB		19時 ～ 翌7時	22時 ～ 翌6時	10時間/日	14時間/日	6日		日曜日 及び休日	
	鋼球作業											
	舗装版破砕機作業											
	ブレーカー作業											

(注) 1 基準値（騒音の大きさ）は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。

2 1号区域及び2号区域とはそれぞれ次のとおりである。

(1) 1号区域

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

イ 工業地域のうち、学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地境界から80 mまでの区域

(2) 2号区域

工業地域のうち前号に掲げる区域以外の区域

資料 22 山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく飲食店深夜営業等に係る騒音に関する基準

区域の区分	規制項目	音量基準	音響機器の使用制限
	時間区分	22 時 ～ 翌 6 時まで	23 時 ～ 翌 6 時まで
第 1 種区域・第 2 種区域		45 dB	カラオケ装置 ジュークボックス
第 3 種区域・第 4 種区域		55 dB	

(注) 第 1 種・第 2 種区域は 23 時から翌 6 時までの間はカラオケ、ジュークボックスを使用してはならない。
ただし、これらの音響機器から発する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りではない。

資料 23 山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声器を用いる商業宣伝に関する基準

拡声器の使用方法	規 制 の 内 容				
航空機による 商業宣伝放送	禁 止				
店頭、街頭、自動車等に設置するなどして使用する商業宣伝放送	1 指定地域のうち、病院等施設の敷地の周囲 50 m の区域において禁止。 2 指定地域のうち、1 以外の区域においては次の基準を遵守すること。 (1) 19 時から翌 8 時までの間においては、使用しないこと。 (2) 区域の区分に応じ、次の表に定める基準を超えないものであること。 <table border="1"> <tr> <td>住居系区域 (第 1 種・第 2 種区域)</td><td>55 dB</td></tr> <tr> <td>商工業系区域 (第 3 種・第 4 種区域)</td><td>70 dB</td></tr> </table>	住居系区域 (第 1 種・第 2 種区域)	55 dB	商工業系区域 (第 3 種・第 4 種区域)	70 dB
住居系区域 (第 1 種・第 2 種区域)	55 dB				
商工業系区域 (第 3 種・第 4 種区域)	70 dB				

資料 24 令和 5 年度酒田市の自動車交通騒音調査結果（詳細）

評価の実施年度	騒音発生強度の把握の方法	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長 (km)	評価区間全体				
		(1)路線名	(2)車線数				評価対象住居等戸数 a.=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
2022	1	一般国道7号	4	酒田市広野	酒田市広野	2.3	17	17	0	0	0
2022	1	一般国道7号	4	酒田市京田1丁目2	酒田市京田1丁目1	0.3	40	40	0	0	0
2022	2	一般国道7号	4	酒田市あきほ町	酒田市あきほ町	0.3	1	1	0	0	0
2022	1	一般国道7号	4	酒田市あきほ町	酒田市東町2丁目1	2	110	110	0	0	0
2022	1	一般国道7号	4	酒田市東町2丁目1	酒田市曙町1丁目1	1.5	165	165	0	0	0
2022	1	一般国道7号	4	酒田市曙町1丁目1	酒田市上安町1丁目1	0.9	133	128	0	4	1
2022	2	一般国道7号	4	酒田市上安町1丁目1	酒田市下安町20	0.1	2	2	0	0	0
2022	2	一般国道7号	4	酒田市豊里	酒田市豊里	0.1	8	8	0	0	0
2023	1	一般国道112号	2	酒田市緑ヶ丘2丁目3	酒田市飯森山	1.4	139	139	0	0	0
2023	1	一般国道112号	4	酒田市飯森山	酒田市山居町2丁目5	1.9	139	139	0	0	0
2023	2	一般国道112号	2	酒田市山居町2丁目5	酒田市本町3丁目1	0.8	67	67	0	0	0
2022	2	一般国道112号	2	酒田市本町3丁目1	酒田市中央西町5	0.3	33	33	0	0	0
2022	1	一般国道112号	2	酒田市中央 西町1	酒田市北今町1	0.4	87	87	0	0	0
2023	1	一般国道112号	2	酒田市北今町1	酒田市光ヶ丘3丁目5	0.9	166	166	0	0	0
2023	1	一般国道112号	2	酒田市光ヶ丘3丁目5	酒田市松美町2	1	62	62	0	0	0
2022	1	一般国道344号	2	酒田市観音寺	酒田市麓	0.6	38	38	0	0	0
2022	1	一般国道344号	2	酒田市小泉	酒田市観音寺	0.3	37	37	0	0	0
2022	2	一般国道344号	2	酒田市市条	酒田市小泉	0.6	43	43	0	0	0
2022	1	一般国道344号	2	酒田市中野曽根	酒田市上安町1丁目1	0.8	45	45	0	0	0
2022	1	一般国道344号	2	酒田市大豊田	酒田市市条	1.1	48	48	0	0	0
2022	2	一般国道345号	2	酒田市小泉	酒田市観音寺	0.1	30	30	0	0	0
2022	1	酒田鶴岡線	4	酒田市京田	酒田市錦町3丁目5	0.6	71	71	0	0	0
2022	1	酒田鶴岡線	2	酒田市錦町3丁目5	酒田市錦町4丁目3	0.6	86	86	0	0	0
2022	1	酒田松山線	2	酒田市中町1丁目14	酒田市二番町10	0.4	27	27	0	0	0
2022	1	酒田松山線	4	酒田市一番町13	酒田市東大町1丁目48	1.6	310	310	0	0	0
2022	1	一般国道47号	4	酒田市東町1丁目9	酒田市大町	1	49	49	0	0	0
2022	2	酒田停車場線	2	酒田市幸町1丁目8	酒田市相生町2丁目1	0.3	51	51	0	0	0
2022	2	酒田停車場線	2	酒田市相生町2丁目1	酒田市中央東町1	0.3	85	85	0	0	0
2022	1	酒田港線	2	酒田市船場町1丁目10	酒田市本町3丁目11	0.5	112	112	0	0	0
2022	2	酒田港線	2	酒田市中町3丁目7	酒田市中町2丁目5	0.4	37	37	0	0	0
2023	2	酒田港線	2	酒田市一番町13	酒田市相生町2丁目1	0.8	142	142	0	0	0
2023	2	酒田港線	2	酒田市相生町2丁目1	酒田市泉町8	1.1	159	159	0	0	0
2023	2	酒田港線	2	酒田市泉町8	酒田市下安町4	1.4	248	248	0	0	0
2022	2	生石酒田停車場線	2	酒田市富士見町	酒田市曙町1丁目1	0.7	119	119	0	0	0
2022	2	生石酒田停車場線	2	酒田市曙町1丁目1	酒田市駅東2丁目5	1	227	227	0	0	0
2023	1	吹浦酒田線	2	酒田市ゆたか2丁目15	酒田市泉町9	1	21	21	0	0	0
2022	2	吹浦酒田線	2	酒田市泉町7	酒田市光ヶ丘3丁目4	1.4	193	193	0	0	0
2022	1	吹浦酒田線	2	酒田市寿町5	酒田市中町3丁目7	0.7	130	130	0	0	0
2022	2	吹浦酒田線	4	酒田市上本町4	酒田市山居町1丁目6	0.7	76	76	0	0	0
2023	2	吹浦酒田線	2	酒田市山居町2丁目5	酒田市東両羽町9	2.3	271	271	0	0	0
2023	2	宮野浦坂野辺新田線	2	酒田市宮野浦2丁目17	酒田市飯森山	1.1	307	307	0	0	0
2022	2	宮野浦坂野辺新田線	4	酒田市飯森山	酒田市飯森山	0.8	20	20	0	0	0
2022	1	浜中余目線	2	酒田市広野	酒田市広野	0.3	5	5	0	0	0

資料：酒田市

(注) 実際に測定していない評価区間については、実測した区間と道路構造や交通量等が概ね一定とみなせる場合、
実測結果を準用し評価しています。

資料 25 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準

1 工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）

区域の区分 特定悪臭物質		A 区域	B 区域	C 区域
1 アンモニア	(ppm)	1	2	5
2 メチルメルカプタン	(ppm)	0.002	0.004	0.01
3 硫化水素	(ppm)	0.02	0.06	0.2
4 硫化メチル	(ppm)	0.01	0.05	0.2
5 二硫化メチル	(ppm)	0.009	0.03	0.1
6 トリメチルアミン	(ppm)	0.005	0.02	0.07
7 アセチアルデヒド	(ppm)	0.05	0.1	0.5
8 プロピオンアルデヒド	(ppm)	0.05	0.1	0.5
9 ノルマルブチルアルデヒド	(ppm)	0.009	0.03	0.08
10 イソブチルアルデヒド	(ppm)	0.02	0.07	0.2
11 ノルマルバレールアルデヒド	(ppm)	0.009	0.02	0.05
12 イソバレールアルデヒド	(ppm)	0.003	0.006	0.01
13 イソブタノール	(ppm)	0.9	4	20
14 酢酸エチル	(ppm)	3	7	20
15 メチルイソブチルケトン	(ppm)	1	3	6
16 トルエン	(ppm)	10	30	60
17 スチレン	(ppm)	0.4	0.8	2
18 キシレン	(ppm)	1	2	5
19 プロピオン酸	(ppm)	0.03	0.07	0.2
20 ノルマル酪酸	(ppm)	0.001	0.002	0.006
21 ノルマル吉草酸	(ppm)	0.0009	0.002	0.004
22 イソ吉草酸	(ppm)	0.001	0.004	0.01

（注）区域の区分は、次のとおりである。

A 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B 区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C 区域：用途地域のうち、工業地域の区域

○工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

工場等の敷地境界線の地表における規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量を許容限度とする（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。

2 排出水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準

（排出水中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に 排出される排出水の量	区域の区分		
		A区域	B区域	C区域
1 メチルメルカプタン (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /s を越える場合	0.002	0.003	0.007
2 硫化水素 (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /s を越える場合	0.005	0.02	0.05
3 硫化メチル (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /s を越える場合	0.01	0.07	0.3
4 二硫化メチル (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /s を越える場合	0.03	0.09	0.3

（注）区域の区分は、次のとおりである。

A区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C区域：用途地域のうち、工業地域の区域

資料 26 悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準

1 工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
臭気指数	12	15	19

（注）区域の区分は、次のとおりである。

A 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B 区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C 区域：用途地域のうち、工業地域の区域

○工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

工場等の敷地境界線の地表における規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に規定する方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

○排水水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準

（排水水中の濃度の許容限度）

工場等の敷地境界線の地表における規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に規定する方法により算出した臭気指数とする。

悪臭規制地域は、令和 5 年度末で物質濃度規制は 6 市 6 町、臭気指数規制は 7 市 10 町で設定されている。

2 悪臭規制地域の設定状況

（令和 5 年度末現在）

規制基準	物質濃度規制	臭気指数規制
規制地域の ある市町	山形市、寒河江市、村山市、東根市、 尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、 朝日町、大江町、小国町、白鷹町 (6 市 6 町)	米沢市、鶴岡市、 酒田市 、新庄市、上 山市、長井市、天童市、山辺町、中山 町、大石田町、金山町、最上町、真室 川町、高畠町、川西町、庄内町、遊佐 町 (7 市 10 町)

資料 27 環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当河川
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及 び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以 下	25mg/1 以 下	7.5mg/1 以 上	50 MPN/100ml 以下	
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以 下	25mg/1 以 下	7.5mg/1 以 上	1,000 MPN/100ml 以下	最上川 赤川 日向川 京田川 藤島川 荒瀬川 相沢川 豊川
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以 下	25mg/1 以 下	5mg/1 以 上	5,000 MPN/100ml 以下	新井田川
C	水産 3 級 工業用水 1 級及 び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以 下	50mg/1 以 下	5mg/1 以 上		
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以 下	100mg/1 以 下	2mg/1 以 上		
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1 以 下	ごみ等の 浮遊物が 認められ ないこと	2mg/1 以 上		

（備考） 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度

BODまたはCODに係る環境基準の評価方法

- 1 環境基準地点において、年間を通じた全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準を達成していると判断する。
- 2 複数の環境基準地点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性については、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

資料 28 環境基本法に基づく水生生物の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当 河川
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩（LAS）	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	最上川 赤川 日向川
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	

資料 29 環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	人の健康の保護に関する環境基準
カドミウム		0.003 mg/1 以下
全シアン		検出されないこと
鉛		0.01 mg/1 以下
六価クロム		0.05 mg/1 以下
砒素		0.01 mg/1 以下
総水銀		0.0005 mg/1 以下
アルキル水銀		検出されないこと
P C B		検出されないこと
ジクロロメタン		0.02 mg/1 以下
四塩化炭素		0.002 mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/1 以下
トリクロロエチレン		0.03 mg/1 以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/1 以下
チウラム		0.006 mg/1 以下
シマジン		0.003 mg/1 以下
チオベンカルブ		0.02 mg/1 以下
ベンゼン		0.01 mg/1 以下
セレン		0.01 mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/1 以下
ふっ素		0.8 mg/1 以下
ほう素		1 mg/1 以下
1,4-ジオキサン		0.05 mg/1 以下

- (備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料 30 環境基本法に基づく要監視項目及び指針値

項目名	指針値
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/1 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/1 以下
イソキサチオン	0.008 mg/1 以下
ダイアジノン	0.005 mg/1 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/1 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/1 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/1 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/1 以下
プロピザミド	0.008 mg/1 以下
E P N	0.006 mg/1 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/1 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/1 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/1 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/1 以下
キシレン	0.4 mg/1 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/1 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/1 以下
アンチモン	0.02 mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/1 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/1 以下
全マンガン	0.2 mg/1 以下
ウラン	0.002 mg/1 以下

資料 31 令和 5 年度公共用水域水質測定結果（山形県）

		最上川 両羽橋 (A 類型)			最上川 砂越 (A 類型)		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活環境項目	p H	6.8～8	0/12		6.8～7.5	0/12	
	D O (mg/l)	5.3～12	1/12	10	8～12	0/12	10.2
	B O D (mg/l)	0.5～1.9	0/12	0.9	<0.5～1.4	0/12	0.8
	S S (mg/l)	4～21	2/12	11.3	6～26	1/12	13.6
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	12～160	0/12	50	10～240	0/12	70
	全窒素 (mg/l)	0.63～1	0/12	0.9	0.67～1	0/12	0.9
	全磷 (mg/l)	0.036～0.076	0/12	0.054	0.038～0.076	0/12	0.055
	亜鉛 (mg/l)	0.003～0.013	0/12	0.006	0.004～0.01	0/12	0.008
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003～0	0/12	0	<0.0003～0	0/12	0
	全シアン (mg/l)	<0.1～0	0/12	0.1	<0.1～0	0/12	0.1
	鉛 (mg/l)	<0.0001～ <0.0001	0/12	#DIV/0!	0.001～0.001	0/12	0.001
	六価クロム (mg/l)	<0.01～<0.01	0/12	#DIV/0!	0～0	0/12	#DIV/0!
	砒素 (mg/l)	<0.001～0	0/12	0.001	<0.001～0	0/12	0.001
	総水銀 (mg/l)	<0.0005～0	0/12	0.001	<0.0005～0	0/12	0.001
	P C B (mg/l)	<0.0005～0	0/12	0.001	0～0	0/12	#DIV/0!
	ジクロロメタン (mg/l)				<0.002～0	0/12	0.002
	四塩化炭素 (mg/l)				<0.0002～0	0/12	0
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)				<0.0004～0	0/12	0
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.002～0	0/12	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.004～0	0/12	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0005～0	0/12	0.001
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0006～0	0/12	0.001
	トリクロロエチレン (mg/l)				<0.001～0	0/12	0.001
	テトラクロロエチレン (mg/l)				<0.0005～0	0/12	0.001
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)				<0.0002～0	0/12	0
	チウラム (mg/l)				<0.0006～0	0/12	0.001
	シマジン (mg/l)				<0.0003～0	0/12	0
	チオベンカルブ (mg/l)				<0.002～0	0/12	0.002
	ベンゼン (mg/l)				<0.001～0	0/12	0.001
	セレン (mg/l)				<0.001～0	0/12	0.001
	硝酸性及び亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.3～0.57	0/12	0.458
	ふっ素 (mg/l)				<0.08～0.09	0/12	0.085
	ほう素 (mg/l)				0.02～0.02	0/12	0.02

資料：山形県

(注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。

2 定量下限値以上の値が 1 回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 31 令和 5 年度公共用水域水質測定結果（山形県）

		京田川 亀井橋 (A 類型)			日向川 日向橋 (A 類型)		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活環境項目	p H	6.9～7.2	0/12		7～7.9	0/12	
	D O (mg/l)	7.8～12	0/12	10	10～13	0/12	11.5
	B O D (mg/l)	<0.5～1.9	0/12	1.1	<0.5～0.9	0/12	0.5
	S S (mg/l)	4～37	1/12	13.6	<1～5	0/12	2
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	3～160	0/12	70	11～110	0/12	50
	全窒素 (mg/l)						
	全燐 (mg/l)						
	亜鉛 (mg/l)				<0.001～0.003	0/12	0.002
健康項目	カドミウム (mg/l)						
	全シアン (mg/l)						
	鉛 (mg/l)						
	六価クロム (mg/l)						
	砒素 (mg/l)						
	総水銀 (mg/l)						
	P C B (mg/l)						
	ジクロロメタン (mg/l)						
	四塩化炭素 (mg/l)						
	1, 2-ジクロロエタン (mg/l)						
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/l)						
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/l)						
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/l)						
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/l)						
	トリクロロエチレン (mg/l)						
	テトラクロロエチレン (mg/l)						
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002～0	0/12	0	<0.0002～0	0/12	0
	チウラム (mg/l)	<0.0006～0	0/12	0.001	<0.0006～0	0/12	0.001
	シマジン (mg/l)	<0.0003～0	0/12	0	<0.0003～0	0/12	0
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.002～0	0/12	0.002	<0.002～0	0/12	0.002
	ベンゼン (mg/l)						
	セレン (mg/l)						
	硝酸性及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.25～0.6	0/12	0.425			
	ふっ素 (mg/l)						
	ほう素 (mg/l)						

資料：山形県

(注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。

2 定量下限値以上の値が 1 回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 31 令和 5 年度公共用水域水質測定結果（山形県）

		新井田川 浜田橋 (B 類型)			赤川 新川橋 (A 類型)		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活環境項目	p H	6.7～7.4	0/12		6.8～7.1	0/12	
	D O (mg/l)	6.9～10	3/12	8.6	7.7～13	0/12	10.3
	B O D (mg/l)	0.5～2.5	1/12	1.2	<0.5～1.7	0/12	0.9
	S S (mg/l)	4～24	0/12	12.8	2～12	0/12	5.6
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	28～98	0/12	70	17～270	0/12	70
	全窒素 (mg/l)	1.6～4	0/12	2.75	0.46～0.95	0/12	0.71
	全燐 (mg/l)	0.27～0.56	0/12	0.433	0.027～0.053	0/12	0.041
	亜鉛 (mg/l)				0.002～0.013	0/12	0.006
健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.0003～0	0/12	0
	全シアン (mg/l)				<0.1～0	0/12	0.1
	鉛 (mg/l)					0/12	#DIV/0!
	六価クロム (mg/l)					0/12	#DIV/0!
	砒素 (mg/l)				<0.001～0.001	0/12	0.001
	総水銀 (mg/l)				<0.0005～0	0/12	0.001
	P C B (mg/l)				<0.0005～0	0/12	0.001
	ジクロロメタン (mg/l)				<0.002～0	0/12	0.002
	四塩化炭素 (mg/l)				<0.0002～0	0/12	0
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)				<0.0004～0	0/12	0
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.002～0	0/12	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.004～0	0/12	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0005～0	0/12	0.001
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0006～0	0/12	0.001
	トリクロロエチレン (mg/l)				<0.001～0	0/12	0.001
	テトラクロロエチレン (mg/l)				<0.0005～0	0/12	0.001
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002～0	0/12	0	<0.0002～0	0/12	0
	チウラム (mg/l)	<0.0006～0	0/12	0.001	<0.0006～0	0/12	0.001
	シマジン (mg/l)	<0.0003～0	0/12	0	<0.0003～0	0/12	0
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.002～0	0/12	0.002	<0.002～0	0/12	0.002
	ベンゼン (mg/l)				<0.001～0	0/12	0.001
	セレン (mg/l)				<0.001～0	0/12	0.001
	硝酸性及び亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.15～0.28	0/12	0.22
	ふっ素 (mg/l)				<0.08～0	0/12	0.08
	ほう素 (mg/l)				<0.02～0.02	0/12	0.02

資料：山形県

(注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。

2 定量下限値以上の値が 1 回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 31 令和 5 年度公共用水域水質測定結果（山形県）

		藤島川 昭和橋 (A 類型)			荒瀬川 八幡橋 (A 類型)		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活環境項目	p H	6.7～7.4	0/12		7～8.2	0/12	
	D O (mg/l)	7.6～13	0/12	10.6	9.8～14	0/12	11.5
	B O D (mg/l)	<0.5～1.5	0/12	0.9	<0.5～0.9	0/12	0.5
	S S (mg/l)	3～24	0/12	10.2	<1～4	0/12	2
	大腸菌群(MPN/100ml)	3～180	0/12	80	28～170	0/12	90

資料：山形県

		相沢川 宝永橋 (A 類型)		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活環境項目	p H	6.9～7.8	0/12	
	D O (mg/l)	8～13	0/12	10.8
	B O D (mg/l)	<0.5～2.3	1/12	0.8
	S S (mg/l)	1～38	1/12	7.4
	大腸菌群(MPN/100ml)	18～830	1/12	150
	全窒素(mg/l)	0.42～0.62	0/12	0.53
	全磷(mg/l)	0.02～0.051	0/12	0.035
	亜鉛(mg/l)	0.001～0.009	0/12	0.003

資料：山形県

		小牧川 中島橋 (類型なし)			豊川 豊橋 (類型なし)		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活環境項目	p H	6.6～7.4	0/12		6.7～7.3	0/12	
	D O (mg/l)	4.7～12	0/12	8.1	7.6～10	0/12	8.9
	B O D (mg/l)	0.9～2.9	0/12	1.6	<0.5～1.9	0/12	0.9
	S S (mg/l)	5～40	0/12	13.3	4～24	0/12	9.9
	大腸菌群(MPN/100ml)	62～600	0/12	240	68～760	0/12	260
	全窒素(mg/l)	0.42～1.3	0/12	0.98	1.1～1.9	0/12	1.53
	全磷(mg/l)	0.1～0.57	0/12	0.3	0.11～0.32	0/12	0.21

資料：山形県

(注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。

2 定量下限値以上の値が1回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 32 令和 5 年度公共用水域水質測定結果（その他の項目）（山形県）

1 要監視項目

	京田川 亀井橋 (A 類型)		日向川 日向橋 (A 類型)		新井田川 浜田橋 (B 類型)	
	測定結果	k/n	測定結果	k/n	測定結果	k/n
ダイアジノン	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1
フェニトチオン(mg/l)	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1
イソプロチオン(mg/l)	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1

資料：山形県

- (注) 1 農薬による水質汚濁の監視は、使用実態や魚毒性などを踏まえ、河川への影響が懸念される 7 項目について実施。
 2 「k/n」とは、「定量下限値以上の検体数／総検体数」である。

2 その他項目

	京田川 亀井橋 (A 類型)		日向川 日向橋 (A 類型)		新井田川 浜田橋 (B 類型)	
	測定結果	k/n	測定結果	k/n	測定結果	k/n
プレチラクロール(mg/l)	0.0022	1/1	0.0003	1/1	0.0025	1/1

資料：山形県

- (注) 「k/n」とは、「定量下限値以上の検体数／総検体数」である。

資料 33 令和 5 年度 酒田市河川調査測定結果

		京田川 山田橋 (A 類型)		
		最小値～最大値	m/n	平均値
生活環境項目	p H	6.8～7.2	0/3	7
	D O (mg/l)	7.5～10	0/3	8.7
	B O D (mg/l)	0.8～1.7	0/3	1.3
	S S (mg/l)	13～32	1/3	21
	亜鉛 (mg/l)	<0.01～0.01	0/3	0.01
健康項目	全シアン (mg/l)	<0.1～<0.1	0/3	<0.1
	六価クロム (mg/l)	<0.01～<0.01	0/3	<0.01
その他	溶解性鉄 (mg/l)	0.32～0.54	0/3	0.407
	n - ヘキサン抽出物質 (mg/l)	<0.5～<0.5	0/3	<0.5
	クロム (mg/l)	<0.01～<0.01	0/3	<0.01

- (注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。
 2 定量下限値以上の値が 1 回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 34 環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)	
A	水道 1 級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるも の	7.8 以上 8.3 以下	2mg/1 以 下	7.5mg/1 以 上	1,000 MPN/100ml 以下	検 出 さ れ ないこと	—
B	水産 2 級 工業用水及び Cの欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/1 以 下	5mg/1 以 上	—	検 出 さ れ ないこと	第 1・2・ 3・4・5 区 域
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/1 以 下	2mg/1 以 上	—	—	—

（備考）水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産 2 級の水産生物用

水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度

資料 35 酒田北港地域公害防止基本計画に基づく維持基準

項目	維持基準
水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/1 以下
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/1
大腸菌群数	1,000MPN/100m l
n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと
温度	酒田港湾水域から同水域外に流出する温排水の温度は酒田港湾水域以外の海域における測定水温の平均値±平均偏差の値の範囲内とする。

（注）この維持基準は温度を除き環境基準の A 類型に相当する。

資料 36 令和 5 年度 公共用水域水質測定結果（山形県）

地点名		No. 1			No. 2		
水域名		酒田港（第 3 区域）					
類型		B 類型					
採取水深		全層			全層		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活 環境 項目	p H	7.3～8.3	2/24		7.8～8.2	0/24	
	D O (mg/l)	5.1～12	0/24	8	5.5～11	0/24	8.4
	C O D (mg/l)	1.5～3.6	2/24	2.3	1.2～3.7	2/24	2.1
	大腸菌群数 (CFU /100ml)				1～28	0/24	10
	油分等(mg/l)						
	全窒素(mg/l)				0.12～0.47	0/24	0.26
	全磷(mg/l)				0.036～0.1	0/24	0.059
	亜鉛(mg/l)						

資料：山形県

地点名		No. 6			No. 7		
水域名		酒田港（第 1 区域）			酒田港（第 4 区域）		
類型		B 類型			B 類型		
採取水深		全層			全層		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活 環境 項目	p H	7.7～8.3	2/24		8.1～8.3	0/24	
	D O (mg/l)	6.2～11	0/24	8.7	7.1～10	0/24	9
	C O D (mg/l)	1.4～2.9	0/24	2.1	1.2～2.6	0/24	1.8
	大腸菌群数 (CFU /100ml)	<1～16	0/24	0	<1～32	0/24	10
	油分等 (mg/l)						
	全窒素 (mg/l)	0.21～0.6	0/24	0.32	0.11～0.39	0/24	0.24
	全磷 (mg/l)	0.035～0.047	0/24	0.039	0.019～0.044	0/24	0.029
	亜鉛 (mg/l)						

資料：山形県

- (注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。
 2 定量下限値以上の値が 1 回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 36 令和 5 年度 公共用水域水質測定結果（山形県）

地点名		No. 4			No. 5		
水域名		酒田港（第 2 区域）					
類型		B 類型					
採取水深		全層			全層		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活 環境 項目	p H	8～8.2	0/8		7.9～8.3	0/24	
	D O (mg/l)	7.6～9.9	0/8	8.8	5.7～11	0/24	8.6
	C O D (mg/l)	1.3～2.9	0/8	1.9	1.5～3.1	1/24	2.1
	大腸菌群数(CFU /100ml)				1～12	0/24	10
	油分等(mg/l)						
	全窒素(mg/l)						
	全磷(mg/l)						
	亜鉛(mg/l)						
健康 項目	カドミウム(mg/l)				<0.0003～0	0/24	0
	全シアン(mg/l)						
	鉛(mg/l)						
	六価クロム(mg/l)						
	砒素(mg/l)				0.001～0.001	0/24	0.001
	総水銀(mg/l)				<0.0005～0	0/24	0.001
	P C B (mg/l)						
	ジクロロメタン(mg/l)						
	四塩化炭素(mg/l)						
	1,2-ジクロロエタン(mg/l)						
	1,1-ジクロロエチレン(mg/l)						
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)						
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)						
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)						
	トリクロロエチレン(mg/l)						
	テトラクロロエチレン(mg/l)						
	ベンゼン(mg/l)						
	セレン(mg/l)						
	1,4-ジオキサン(mg/l)						
	そ の 他	銅(mg/l)					
溶解性鉄(mg/l)					<0.05～0	0/24	0.05
溶解性マンガン(mg/l)					0.02～0.02	1/24	0.02
クロム(mg/l)							
フェノール類(mg/l)							

資料：山形県

- (注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。
 2 亜鉛、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フェノール類における「m/n」は、「定量下限値以上の検体数／総検体数」である。
 3 定量下限値以上の値が 1 回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 36 令和 5 年度 公共用水域水質測定結果（山形県）

地点名		No. 8			No. 9		
水域名		酒田港（第 4 区域）					
類型		B 類型					
採取水深		全層			全層		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活 環境 項目	p H	8～8.3	0/24		8.1～8.3	0/24	
	D O (mg/l)	6.9～10	0/24	8.9	6.8～10	0/24	8.8
	C O D (mg/l)	1.3～2.9	0/24	1.8	1.3～2.9	0/24	1.9
	大腸菌群数 (CFU /100ml)				<1～4	0/24	0
	油分等(mg/l)						
	全窒素(mg/l)				0.05～0.38	0/24	0.2
	全磷(mg/l)				0.026～0.045	0/24	0.031
	亜鉛(mg/l)						

資料：山形県

地点名		No.11			No.13		
水域名		酒田港（第 5 区域）			酒田港		
類型		B 類型			類型なし		
採取水深		全層			全層		
		最小値～ 最大値	m/n	平均値	最小値～ 最大値	m/n	平均値
生活 環境 項目	p H	7.8～8.8	1/24		8.1～8.3	0/8	
	D O (mg/l)	6.8～11	0/24	8.9	7.2～10	0/8	8.7
	C O D (mg/l)	1.1～2.9	0/24	1.9	1.3～2.4	0/8	1.7
	大腸菌群数 (CFU/100ml)	<1～6	0/24	0			
	油分等 (mg/l)						
	全窒素 (mg/l)						
	全磷 (mg/l)						
	亜鉛 (mg/l)						

資料：山形県

- (注) 1 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数／総検体数」である。
 2 定量下限値以上の値が 1 回以上検出された場合の「平均値」については、定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料 37 新井田川本線魚類等生息調査結果

		年度	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	26年
		調査回数	1回	1回	1回	1回	2回	2回	2回	2回
魚類	コイ科	オイカワ	●				●			●
		ウグイ	●	●	●					●
		ウケクチウグイ						●		
		マルタウグイ					●	●		
		ニゴイ	●	●	●	●	●	●	●	●
		コイ		●	●	●	●	●	●	●
		ゲンゴロウブナ	●	●					●	
		ギンブナ		●				●	●	
		フナ類			●	●	●	●		●
	ドジョウ科	ドジョウ						●	●	
	ナマズ科	ナマズ		●		●	●	●		
	ボラ科	ボラ	●	●	●	●		●		●
		メナダ	●	●	●		●	●	●	●
	スズキ科	スズキ			●	●	●	●		●
	ハゼ科	アシシロハゼ						●		
		ヌマチチブ					●	●		●
		ハゼ	●	●	●	●	●	●		●
		シマウキゴリ							●	●
		スミウキゴリ								●
		アシシロハゼ						●		●
甲殻類	イワガニ科	モクズガニ		●		●	●	●	●	●
	ヌマエビ科	ヌマエビ								●
計			7	10	8	8	11	15	9	15

資料 38 寺田川、平田川魚類等生息調査結果（平成 26 年度参考調査）

		調査箇所	寺田川	平田川
		調査回数	2	1
魚類	コイ科	オイカワ	●	●
		ウグイ	●	
		タモロコ	●	●
		タイリクバラタナゴ	●	
		フナ類	●	●
	サケ科	サケ		●
	ナマズ科	ナマズ		●
	ハゼ科	シマウキゴリ		●
		ヌマチチブ		●
甲殻類	イワガニ科	モクズガニ		●
計			5	8

資料 39 小牧川魚類等生息調査結果

		年度	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	26年
		調査回数	5	9	8	6	7	6	6	6
魚類	ヤツメウナギ科	カワヤツメ アンモシーテス幼生	●	●	●	●		●	●	
		スナヤツメ南方系 アンモシーテス幼生				●				●
	アユ科	アユ		●		●	●	●	●	●
	サケ科	サケ								●
		サクラマス		●	●					
	コイ科	オイカワ		●		●	●	●	●	●
		ウグイ	●	●	●	●	●	●	●	●
		ウケクチウグイ				●				
		アブラハヤ		●			●			
		タモロコ	●	●	●	●	●	●	●	●
		モツゴ		●	●	●	●	●		
		ビワヒガイ	●	●	●			●		●
		カマツカ				●	●		●	●
		ニゴイ	●	●	●	●	●	●	●	●
		コイ		●			●	●	●	●
		ゲンゴロウブナ		●		●				
		ギンブナ	●	●	●	●	●	●	●	
		フナ類								●
		タイリクバラタナゴ	●	●	●	●	●	●		
		ヤリタナゴ					●			
	ドジョウ科	ドジョウ		●	●	●	●	●	●	●
		シマドジョウ				●				
	ナマズ科	ナマズ	●	●	●	●	●	●	●	
	ギギ科	ギギ		●	●		●	●		
	メダカ科	メダカ			●	●		●		
	ボラ科	ボラ	●		●		●			
		メナダ		●	●	●	●	●	●	
	スズキ科	スズキ				●	●	●		●
	サンフィッシュ科	オオクチバス						●		●
		ブルーギル		●	●					

資料 39 小牧川魚類等生息調査結果

		年度	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	26年
魚類	ハゼ科	トウヨシノボリ			●	●	●	●		
		ヨシノボリ					●			
		ヌマチチブ					●	●	●	●
		ピリンゴ	●	●	●	●				
		シマウキゴリ		●	●	●	●	●	●	●
		スミウキゴリ				●				
		ハゼ	●	●	●	●	●	●	●	●
		アシシロハゼ			●	●				
	カジカ科	アユカケ					●	●		
	カレイ科	ヌマガレイ					●		●	●
甲殻類	ニシン科	コハダ			●					
	イワガニ科	モクズガニ	●	●	●	●	●	●	●	●
	ヌマエビ科	ヌマエビ	●		●					
	テナガエビ科	スジエビ			●					
貝類	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ			●					●
	イシガイ科	マツカサガイ	●		●	●				
		ヨコハマシジラガイ				●		●	●	●
		ドブガイ	●	●	●	●	●	●	●	●
	タニシ科	マルタニシ	●	●	●	●	●	●	●	
	シジミ科	マシジミ	●	●	●	●	●	●	●	
	モノアラガイ科	モノアラガイ		●						
	カワニナ科	カワニナ	●	●	●	●	●	●	●	●
		計	18	28	31	32	30	29	22	23

資料 40 酒田市内の温室効果ガスの排出量

(単位：千 t-CO₂)

年度	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
H17	209.5	224.6	198.6	276.2	17.8	926.7
H18	—	—	—	—	—	—
H19	192.5	222.4	191.4	266.0	15.8	887.7
H20	168.4	215.9	193.3	258.4	13.8	849.7
H21	185.1	195.3	194.0	253.9	15.0	843.2
H22	175.2	201.3	186.3	256.2	12.9	831.9
H23	175.8	233.1	209.8	252.9	13.8	885.5
H24	193.9	233.5	209.1	252.2	17.6	906.3
H25 基準	200.2	246.6	200.6	248.1	15.4	910.8
H26	207.2	215.6	191.2	241.1	14.4	869.5
H27	219.4	193.7	195.7	237.5	14.9	861.2
H28	207.3	192.7	166.6	233.9	12.6	813.2
H29	194.8	204.7	143.9	231.2	15.0	789.5
H30	190.6	184.3	145.4	225.6	12.5	758.4
R 元	163.4	175.6	142.5	218.2	10.6	710.3
R2	159.4	134.2	169.9	201.8	10.7	676.0
R3	147.2	144.8	168.3	199.2	10.5	670.0

資料：環境省 自治体排出量カルテ

資料 41 令和 5 年度 グリーン購入率

分類	品目	令和 5 年度 調達目標	グリーン 購入率	評価
1. 紙類	コピー用紙	100%	99.9%	○
	印刷用紙（上質紙、中質紙、更紙）	100%	94.6%	○
	印刷用紙（塗工されている用紙）	100%	61.8%	×
	トイレットペーパー	100%	99.8%	○
2. 文具	シャープペンシル	100%	100.0%	◎
	シャープペンシル替芯	100%	100.0%	◎
	ボールペン	100%	92.5%	○
	マーキングペン	100%	100.0%	◎
	鉛筆	100%	18.8%	×
	スタンプ台	100%	40.0%	×
	朱肉	100%	100.0%	◎
	印章セット	100%	—	—
	回転ゴム印	100%	100.0%	◎
	定規	100%	57.1%	×
	消しゴム	100%	100.0%	◎
	ステープラー（ホチキス）	100%	76.7%	×
	針リムーバー	100%	—	—
	連射式クリップ（本体）	100%	—	—
	修正テープ	100%	100.0%	◎
	修正液	100%	—	—
	クラフトテープ	100%	16.7%	×
	布粘着テープ（養生テープ）	100%	94.9%	○
	両面粘着紙テープ	100%	41.4%	×
	製本テープ	100%	24.9%	×
	ブックスタンド	50%	—	—
	ペンスタンド	100%	0.0%	×
	クリップケース	100%	—	—
	はさみ	100%	100.0%	◎
	マグネット（玉）	100%	—	—
	マグネット（バー）	100%	—	—
	テープカッター	100%	50.0%	×
	パンチ（手動）	100%	0.0%	×
	紙めくりクリーム	100%	—	—
	鉛筆削（手動）	100%	—	—
	OAクリーナー	100%	100.0%	◎
	ダストブロワー	100%	100.0%	◎
	レターケース	100%	—	—
	マウスパッド	100%	100.0%	◎
	カッターナイフ	100%	100.0%	◎
	カッティングマット	100%	100.0%	◎
	デスクマット	100%	100.0%	◎
	絵筆	100%	—	—
	絵の具	100%	0.0%	×
	のり（液状、澱粉）	100%	88.9%	×
	のり（固形、テープ）	100%	91.0%	○

	ファイル	100%	35.1%	×
	バインダー	100%	81.8%	×
	ファイリング用品	100%	100.0%	◎
	アルバム	100%	—	—
	つづりひも	100%	100.0%	◎
	カードケース	100%	100.0%	◎
	事務用封筒	100%	99.9%	○
	ノート	100%	100.0%	◎
	パンチラベル	100%	66.7%	×
	タックラベル	100%	100.0%	◎
	インデックス	100%	95.8%	○
	付せん紙	100%	98.6%	○
	ホワイトボード用イレーサー	100%	86.7%	×
	名札（衣服取付型・首下げ型）	100%	78.8%	×
	テープ印字機等用カセット	100%	100.0%	◎
	テープ印字機等用テープ	100%	100.0%	◎
3. 機器	いす	100%	100.0%	◎
	机	100%	100.0%	◎
	棚	80%	—	—
	収納用什器	80%	—	—
	ローパーティション	80%	0.0%	×
	掲示板	80%	—	—
	黒板	80%	—	—
	ホワイトボード	80%	55.0%	×
	個室ブース	80%	—	—
	ディスプレイスタンド	80%	—	—
4. O A機器	パソコン	100%	100.0%	◎
	コピー機	100%	100.0%	◎
	プリンタ	100%	—	—
	ファクシミリ	100%	—	—
	スキャナ	100%	—	—
	ディスプレイ	100%	100.0%	◎
	トナーカートリッジ	100%	92.9%	○
5. 家電	冷蔵庫	100%	100.0%	◎
	テレビ	100%	—	—
	エアコン	100%	0.0%	×
6. 自動車	乗用車	90%	33.3%	×
	小型バス	90%	—	—
	小型貨物車	90%	13.3%	×
	バス等	90%	—	—
	トラック等	90%	—	—
	トラクタ	90%	—	—
7. 消火器	消火器	80%	100.0%	◎
8. 制服	制服・作業服	50%	91.7%	○
9. インテリア寝具	カーテン	100%	—	—
	カーペット	80%	—	—
10. 作業手袋	作業手袋	90%	86.7%	○
11. 印刷	印刷	90%	100.0%	◎

評価	視点
◎	目標を達成している。
○	目標は達成していないが、積極的にグリーン購入が行われた。(調達目標の9割以上)
×	目標から大きくかけ離れているので、特に努力が必要。